

大会開催に関する規程

制 定：2009年 4月 11日
最近改正：2017年 10月 15日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の定款第4条、及び細則第24条に基づき、この規程を定める。

第2条 業務執行理事会及び大会委員会は、大会開催校及び実行委員長を決定し、理事会に報告する。

2 開催校は大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織し、大会委員会と協力して、大会を準備運営する。

3 実行委員会から3名以内の代表者が、大会委員会委員として、大会委員会の協議に参加する。実行委員会からの委員の任期は、担当する大会が終了し、その報告を大会委員会に行った時点までとする。

第3条 大会の収支は本会の年度予算の年次大会開催事業収入および年次大会開催費支出により行う。大会の収支予算案及び収支決算案は、本会の各年度の収支予算書案・決算書案に含めて作成し理事会、社員総会の承認を得るものとする。

2 大会の参加費等の諸費用の料金改定は、大会委員会の検討により、業務執行理事会の承認を得てこれを行う。

第4条 本会は大会において、以下の行事を実施する。

- (1) 会員による研究発表
- (2) 実行委員会や学会常設委員会等が企画する招待講演やシンポジウム等
- (3) 学会賞・奨励賞受賞者講演
- (4) 会員への学会の現状を説明するための会員集会
- (5) 会員の交流を目的とする集い（交流会・懇親会等）
- (6) 上記の他、大会委員会・実行委員会が企画運営する行事

2 大会期間中に、本会は会員が企画運営する自主シンポジウムの機会を提供する。自主シンポジウムについては第7条に定める。

第5条 大会の参加者、発表者の資格等を以下に定める。

- (1) 大会の参加者は、大会参加申込時及び大会開催時に、本会の会員であり、年度会費を完納していること。
- (2) 大会の発表者は、原稿提出時及び大会開催時に、本会の会員であり、年度会費と大会予約参加費を完納していること。なお、発表者には、連名発表者も含む。
- (3) 第4条第2号、第3号、第6号については、本会の会員ではなくても参加可能な一般公開とすることができる。
- (4) 大会の参加者は全て、本会の倫理規定・要綱・基準に則って、個人のプライバシーを尊重する等、心理臨床に関する倫理を遵守すること。

第6条 大会の研究発表について、以下に定める。

- (1) 研究発表者は、本会の倫理規定・要綱・基準に則って、個人のプライバシーを尊重する等、心理臨床に関する倫理を遵守する。
- (2) 研究発表者は、大会発表論文集に掲載するための原稿を作成し、提出する。その原稿作成にあたっては、研究発表論文原稿作成・申込要項に従う。
- (3) 研究発表に関する責任は、発表者が負う。

第7条 「自主シンポジウム」について、以下に定める。

- (1) 自主シンポジウムは、第4条第1号から第6号までの本会主催の大会行事とは異なり、会員が企画運営する行事である。本会は、①会場を提供し、②大会プログラムにタイトル、登壇者、会場、時間等を掲載し、③大会発表論文集にシンポジウムの要旨を掲載する。
- (2) 申込は、企画責任者が自主シンポジウム開催申込要項に沿って行う。
- (3) 自主シンポジウムのシンポジスト（登壇者）は、原則として、原稿提出時及び大会開催時に、本会の会員であり、年度会費と大会予約参加費を完納していること。
- (4) 大会参加資格を持たない他分野の専門家等をシンポジストとして参加させる場合には、企画責任者が自主シンポジウム原稿作成要項に沿って手続きし、責任を負う。
- (5) 企画責任者は、大会発表論文集に掲載するための原稿を作成し、提出する。その原稿作成にあたっては、自

主シンポジウム原稿作成要項に従う。

(6) 当日の運営については、自主シンポジウム原稿作成要項や大会プログラムの記載に従う。

第8条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は2009年4月11日より発効する。

附 則

1 この規程は2012年3月11日より発効する。

附 則

1 この規程は2016年3月27日より発効する。

附 則

1 この規程は2017年10月15日より発効する。